

議案第38号

八幡浜市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和元年6月10日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市社会体育施設条例の一部を改正する条例

八幡浜市社会体育施設条例（平成22年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表				別表			
照明施設使用料				照明施設使用料			
施設名		区分	使用料	施設名		区分	使用料
(略)				(略)			
日土東体育館		全面利用	1時間につき 320円	日土東体育館		全面利用	1時間につき 310円
保内中央 体育館	体育室	全面利用	1時間につき 320円	保内中央 体育館	体育室	全面利用	1時間につき 310円
		(略)				(略)	
(略)				(略)			
舌田グラウンド 日土東グラウンド 青石グラウンド		全面利用	1回につき 2,100円	舌田グラウンド 日土東グラウンド 青石グラウンド		全面利用	1回につき 2,060円
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の八幡浜市社会体育施設条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。